

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 平成 28 年 9 月 23 日（金） 午前 11 時 19 分～午前 11 時 34 分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2 番 神谷利盛、 7 番 柴田耕一、 8 番 幸前信雄、  
12 番 内藤とし子、 15 番 小嶋克文  
オブザーバー 議長、副議長、  
6 番 黒川美克、 5 番 長谷川広昌、 11 番 神谷直子

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

杉浦康憲、柳沢英希、杉浦辰夫、北川広人、鈴木勝彦、小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、都市政策部長

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

### 6. 付議事項

1. 議案第 54 号の撤回について
2. 12 月定例会の日程について
3. その他

### 7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

## 《議 題》

### 1. 議案第 54 号の撤回について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは、議案第 54 号、高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についての撤回について、御説明を申し上げます。撤回の理由でございますが、議案第 54 号につきましては、新たな地区整備区域内における建築物に関する制限を設けることにより、建築物の立地規制をする内容を含むものでございます。この制限の実効性を確保するために、罰則規定を設けておりますが、検察庁との協議を進める中で、既存の罰則規定についてその解釈に疑義が生じ、引き続き検察庁との協議を行う必要が生じたためでございます。

今後は、罰則規定を設ける場合のみならず、罰則規定を含む条例を改正する

場合は、検察庁との協議に十分な時間が必要となることを踏まえ、事務を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。よろしく、お願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら。

市長挨拶

当局退席

委員長 この件につきましては、20日開催の総務建設委員会において、委員長より説明がありましたが、本会議最終日の冒頭に「議案第54号の撤回について」を日程追加し、審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

## 2. 12月定例会の日程について

委員長 事務局より説明願います。

説（事務局 主査） それでは、お手元に平成28年12月高浜市議会定例会の会期及び会議日程（案）を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

会期につきましては、11月29日から12月22日までの24日間とさせていた

だいております。告示につきましては 11 月 22 日、一般質問の締め切りを 11 月 25 日の午後 5 時までとし、11 月 29 日に本会議第 1 日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案上程、説明の順で行います。12 月 6 日及び 7 日の 2 日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、9 日を第 4 日目としまして、総括質疑、議案委員会付託をお願い、13 日に総務建設委員会を、14 日に福祉文教委員会を、15 日に公共施設あり方検討特別委員会を、いずれも午前 10 時から開き、それぞれ付託案件の審査等をお願いいたします。最終日、第 5 日目につきましては、22 日に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順でお願いをするものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいま、事務局が説明しました（案）のとおり、決定させていただいて、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、(案)のとおり、決定させていただきます。

なお、会期及び会議日程（案）については、10 月 25 日発行の「議会だより」に掲載をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 3. その他

委員長 初めに、21 日開催の福祉文教委員会において、「陳情第 9 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情」が採択されたことに伴い、「議会運営に関する申合せ」により、9 月定例会の最終日に日程を追加して、意見書を提出したいと思いますので、意見書の案文の協議をお願いいたします。

それでは、陳情第 9 号の意見書の案文について、御意見があればお願いいたします。初めに市政クラブさん。

意（2） 異議ありません。

委員長 次に、公明党さん。

意（15） 同じく。

委員長 次に、共産党さん。

意（12） 私どもとしても、この意見書で結構です。

委員長 参考までに、市民クラブさん。

意（6） これで結構でございます。

委員長 次に、開拓志さん。

意（5） このとおりでお願いします。

委員長 次に、大家族たかはまクラブさん。

意（11） 私も、このとおりで結構でございます。

委員長 ただいま御協議いただきましたが、意見書の案文については、全会一致で提出してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、意見書の案文につきましては、そのように決定させていただきます。

次に、提出者及び賛成者についてですが、「議会運営に関する申合せ」のとおりに、提出者を議会運営委員長、私、幸前信雄とし、賛成者を、オブザーバー委員を含む、他の議会運営委員としてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、意見書の送付先について御協議いただきたいと思います。送付先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣として、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

ほかに、皆さんのほうから御意見ございましたら。

意（５） すいません。お手元の議案第 66 号、高浜市住民投票条例の一部改正についてという A 4 の紙があると思うんですが、今回、議員提案で、平成 28 年 9 月 30 日に提出をしたいと思っております。提出者は、長谷川広昌。賛成者として黒川美克議員ということで、内容といたしましては、高浜市住民投票条例の一部を改正する条例ということで、その条文中、第 23 条第 1 項の「この場合においては、開票作業その他の作業は行わない」を、この部分を「ただし、参考までに投票者の民意を明らかにするため、開票作業その他の作業を行い、その結果を公表するものとする」に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、投票していただいた市民の民意を明らかにするため、参考までに開票作業を行い、その結果を公表するよう改正するものでございます。説明は、以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑や御意見がありましたら、お願いいたします。

意（２） では、意見を言わせていただきます。高浜市住民投票条例の第 3 条に、一部抜粋しますけど、「市政運営上の重要事項については、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票を請求できる」とあります。ここは、ルールの一つでございます。

2 つ目として、同じく第 3 条に「市議会は議員の定数の 12 分の 1 以上の賛成をもって、住民投票を請求することができる」というふうになっています。これが 2 つ目のルールになります。

同じく第 23 条に、繰り返しになりますけれども、「投票した者の総数が、当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは成立しないものとする。この場合には、開票作業その他の作業は行わない」というふうになっています。今、御発言の議員は、このところをおっしゃっているわけですが、一連の流れとして、一つのルールに従って住民投票をされる場合も、やっぱり 3 分の 1 以上というルールの中でやられているわけでありまして。だから、そこで、

途中でルールを変更するというのは、このシステムの中からいってもそぐわないと思います、私は反対とさせていただきます。

意（15） 今回の署名がですね、現行の投票条例に基づいて行われており、その投票がまだ行われていない前に、このように条文が変更される。これは明らかに、僕は、ルールを無視するものであり、これはちょっと賛成はできません。

それから、もう1点は、こんな大事なですね、条例の改正をたかだか1週間で検討しろと、これもちょっとね無理です、はっきり言って。

従って、現時点ではこれは賛成できませんけれども、また改めて提出なり、考えていただきたい。このように思います。

委員長 ありがとうございます。次に共産党さん。

意（12） 高浜市が、常設型の住民投票条例で公表しないというふうに決まっていますが、民意を明らかにするためには公表したほうが良いという、この改正案に賛成いたします。

委員長 ありがとうございます。次に、参考までに、大家族たかはまクラブさん。

意（11） 私も、この公明党さんの意見に賛成で、現行の住民投票条例に基づいて署名を収集されて、この現行の住民投票条例に基づいて投票し、開票結果もそのままやられるのがベストじゃないかなと思います。また、その1回、住民投票をやったあとで、こういった、その民意を明らかにする必要があると判断したならば、変えていったほうが良いと思っています。

委員長 ありがとうございます。ただいま御協議いただきましたが、議案第66号については全会一致をみませんので、単独なり、他の会派と一緒にという形で提出をするということで、お願いしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 この議案の取り扱いについて、事務局より説明願います。

説（事務局 主査） それでは、説明させていただきます。「高浜市住民投票条例の一部改正について」は、本会議最終日に、既に委員会付託された議案の採

決終了後に、議案第 66 号として日程追加をし、上程、説明、質疑、討論、採決を行いたいと思います。以上です。

委員長 ただいまの事務局の説明に、何か御意見等があればお願いいたします。

意見なし

委員長 意見もないようですので、それでは、事務局が説明した取り扱いとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。  
ほかに皆さんのほうで、何かございましたら。

意見なし

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 34 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長